

福祉サービス第三者評価

評価結果報告書

南戸塚保育園

2024年1月

第三者評価機関

特定非営利活動法人

よこはま地域福祉研究センター

Third party evaluation

目 次

施設・事業所情報.....	1
総評.....	2
第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント.....	3
評価結果 共通評価.....	4
評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織.....	4
評価対象Ⅱ 組織の運営管理.....	6
評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施.....	9
評価結果 内容評価.....	13
A-1 保育内容.....	13
A-2 子育て支援.....	16
A-3 保育の質の向上.....	17

施設・事業所情報

第三者評価機関名

特定非営利活動法人よこはま地域福祉研究センター

①施設・事業所情報

■名称	南戸塚保育園
■種別	児童分野 認可保育所
■代表者氏名	岡 正子
■定員（利用人数）	90名(89名)
■所在地	〒244-0003 横浜市戸塚区戸塚町 2833-3
■TEL	045-881-8733
■ホームページ	http://www.momo.ed.jp

【施設・事業所の概要】

■開設年月日	2008年4月1日
■経営法人・設置主体	社会福祉法人 ももの会
■職員数（常勤）	17名
■職員数（非常勤）	20名
■専門職員（名称別）	・園長 1人 ・保育士 24人 ・栄養士 1人 ・調理員 3人 ・事務員他 8人
■施設設備の概要	・居室数 9 ・設備等 保育室・事務室・厨房・育児支援室・一時保育室・相談室・更衣室など

②理念・基本方針

保育理念

- (1)子どもの育とうとする力を信じ、環境を通じて保育を行います。
- (2)「あそぶ」ことを保育の中心に置きます。
- (3)意志を持った一人の人格として子どもを尊重します。

保育目標

こころもからだもけんこうな子

③施設・事業所の特徴的な取組

(1) 広い園庭で、毎日のびのびと身体を動かして遊びます。また、砂や土、水、草花、木々の落ち葉など自然に関わりながら遊び、四季を感じながら戸外遊びが楽しめるようにしています。

(2) 子どもの働きかけに対して豊かに応答できる環境を常に心掛け、発達に即した援助を行う中で、その子の持つ可能性を大切に育てています。

(3) 年齢に合った玩具や教材などを揃え、子どもたちが自分の好きな遊びを十分に楽しめるような環境を整えていきます。

(4) 食を通じて生きていく力を身に着け、健康の事を考えられる人に育つように、食べ物を選ぶ力、食事を作る力を、栽培・調理・当番などの食育活動を通して育てていきます。

(5) 保育園内での異年齢児との関りはもちろんのこと、地域の方や近隣の姉妹園の友だちなど、身近な人との交流を大切に、『自分の存在』と『自分とは違う存在』を知り、社会性を養います。

(6) 子どもが生活する全ての場面で、子どもの人権を大切に保育を行います。

④第三者評価の受審状況

■評価実施期間	2023/4/1	(契約日)～	2023/11/21	(評価結果確定日)
---------	----------	--------	------------	-----------

■受審回数 (前回の受審時期)	2 回 (2017 年度)
-----------------	----------------

総評

【特徴や今後期待される点】

◆子どもたちは主体的に好きな遊びを楽しみ、のびのびと園生活を送っています

園は果実のなる木や畑のある広い園庭があり、子どもたちは自然を肌で感じながら、過ごしています。園庭や保育室の他にホールやテラスがあり、天候に関わらず、身体を十分動かし発散できるスペースを確保しています。子どもたちの年齢や発達段階に応じて、興味や好奇心を満足させ、遊びの幅を広げる様々な玩具や教材、環境を用意しています。子どもたちの要望でガムテープを取り入れた結果、新聞紙を使った恐竜の骨格作りに発展するなど、創作活動も主体性を重んじています。

保育士は子どもたちが主体的に進めている時には危険がないように見守り、子どもたちの発想や活動を尊重し、協同活動につなげています。地域の親子や保護者も参加した七夕の会では5歳児が射的やヨーヨーなどのお店を工夫して作り、盛り上げました。子どもたちが取り組んだ梅ジュース作りや泥団子作りなどはドキュメンテーションにして掲示し、園全体で共有することで更なる活動意欲につながっています。また、園では環境教育にも力を入れています。毎月「イーオの日」を設け、ゴミの分別や水を大切にしよう、などテーマを決めて「もったいないを忘れない毎日」を意識するように働きかけています。子どもたちは自分の遊びたいことを自由に選んで遊び、遊びの中で学び、お腹がすけば食堂に向かい、のびのびと園生活を楽しんでいます。

◆職員は保育理念に基づき共通意識を持って、子ども一人ひとりを尊重した保育を行っています

保育士は、子どもの様子を丁寧に見守り、子どもの発達状況や生活リズム、家庭環境を考慮した上で、朝のおやつや昼食の時間、基本的な生活習慣の取得、遊びなどそれぞれの子どもに合わせた一人ひとりを尊重する保育を行っています。クラス内での日々の話し合いにより、子どもの姿から都度、柔軟に指導計画を見直しています。個々の子どもの状況は毎日のミーティングやカリキュラム会議等で全職員が共有し、皆が同じ対応ができるようにしています。各種マニュアルは、参考資料を添付して理解しやすいよう配慮し、背表紙に内容を記載するなど、職員が自発的にマニュアルを活用するための工夫がされています。また、自らが学ぶ機会として、内部外部問わず研修に多く参加できるよう職場環境を調整し、職員のモチベーションとスキルアップにつなげています。園長のリーダーシップのもと「職員みんなで保育する」という事を意識し相互に連携を取って、働き方の改善にも取り組んでいます。

このような取組を通じて、職員一人ひとりが共通認識の下で、子どもの個別性や人格を尊重する保育実践に努めています。

◆次代を担う人材の育成と、さらなる資質向上のための人材育成計画の整備・充実化が期待されます

園では、「地域の中で存在感のある保育園」をテーマに、地域の子育て支援の拠点となるべく、様々な取組を行うとともに、その基盤となる職員の育成にも力を入れています。若い世代の保育士も多く、職員教育・研修の充実化を図るほか、業務効率化や時間外労働の最少化など、労働環境の改善にも力を入れ、職員の定着率向上にも努力しています。また、感染症による休業補償制度の整備に向け、園から法人に改善提案を発信するなど、福利厚生拡充の取り組みも行っています。

一方、園では次代を担うリーダー職員など、中堅層の育成が課題となっています。今後は、園独自の更なる育成の取組とともに、明確な人事評価の仕組みの構築や階層別・職種別研修の再開など、効果的な人材育成と資質向上を図る体制の整備・充実化の取組に期待します。

第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

コロナ禍が3年以上続いたことにより6年ぶりの受審となりました。初めて受審を経験する職員も多岐中、受審経験のある職員が中心となり、園の自己評価をすすめていきました。南戸塚保育園のサービスの状況はどのレベルにあるのか、ひとり一人が自己評価表を基に確認し、グループごとに検証、その後全体で検証し改善点を話し合いました。勤務がシフト制であり、全体をまとめていくことは大変でしたが、全員参加が、より素敵な保育園作りに一番必要なことと考え工夫しました。チーム力も向上したと思います。

南戸塚保育園は2008年度に民間移管で当法人が運営しています。当法人になってからも引継いだ地域交流を大切に、その良好な関係の中で子どもがのびのびと育つ環境を作ってきました。しかしコロナ禍となり感染拡大防止策を第一優先とし、相手がある取り組みを制限していかざるを得ませんでした。現在は地域交流や区役所や子育て拠点と協働した取り組みを実施しています。子どもの笑顔の発信により、地域全体が明るくなり子どもたちが大切にしてもらえる環境づくりができることを願っています。

利用者アンケート等ご協力いただき保護者の皆様に感謝し、ご意見やご期待に応じていくことをお約束し、今後も広く自然に恵まれた素晴らしい保育環境を生かし、南戸塚保育園がすべての利用者の皆様に満足していただけるように努力していきます。

第三者評価結果

※かながわ福祉サービス第三者評価推進機構では、a・b・c評価の判断基準を次のように定めています
 a評価：よりよいサービスの水準・状態
 b評価：多くの施設・事業所の状態、aに向けた取組の余地がある状態
 c評価：b以上の取組となることを期待する状態

共通評価基準（45項目）

I 福祉サービスの基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者評価 結果
【1】 I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
<コメント> 法人共通の3つ理念と保育目標を掲げ、ホームページやパンフレット、事業計画等に明示して広く周知しています。職員に対しては、入職時の説明をはじめ法人の全体研修や職員会議等で説明し、目標管理面接の個人目標やクラスの月間目標の内容にも反映して、職員の意識付けと実践を促しています。また、重要事項説明書に理念・保育目標に併せ園の保育実践の内容を分かりやすく記載するとともに、入園説明会や保護者懇談会等でも詳しく説明し、園と保護者とで認識を共有出来るよう努めています。なお、非常勤職員の理解の度合いや保護者の周知状況を確認するなど、園としてさらなる理解浸透に向けた取り組みが必要と捉えています。	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者評価 結果
【2】 I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<コメント> 法人として複数の保育園を運営し、法人組織全体で保育・福祉に関する情報収集と共有化を行っています。園独自にも、行政通知や保育関係団体からの情報提供をはじめ、よこはま☆保育・教育宣言や戸塚区地域福祉保健計画等の内容を確認し、福祉全般の情報収集に努めるとともに、戸塚区の園長会、幼保小連携事業などへの参加や地域の高齢・障害事業所との交流等を通じて、地域の状況や福祉ニーズの分析・把握を行っています。園の事業収支や保育のコスト分析、通園児数の推移等の運営状況は、法人本部と情報共有して分析・評価し、事業運営の健全化にも尽力しています。	
【3】 I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
<コメント> 法人の園長会議や経営会議等で組織全体の運営状況の分析と情報共有を実施するほか、各々の経営課題の明確化と改善に向けた協議を行っています。園独自にも地域のニーズを反映し、入所定員や人員配置、環境整備等の課題改善に努めています。法人の各会議の内容や園の運営課題は、職員会議等を通じて職員に周知しています。2019年より、法人の新たなビジョンとして3つの保育理念を掲げ、地域の保育ニーズへの対応とさらなる保育の質向上、法令遵守と公正な業務執行、人材確保・育成等に注力するとともに、園でも業務効率化とサービスの向上、さらなる保育内容の充実化、地域子育て支援の向上、保育人材の育成等を重要課題に中長期計画に位置づけ、順次改善に取り組んでいます。	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者評価 結果
【4】 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<コメント> 園の中期計画として、2023～2027年度の5カ年に亘る事業計画を策定しています。子どもの主体性尊重とともに、地域交流を通じて「ノーマライゼーションの理念を幼児期に培う保育」を実践するなど、利用者から選ばれる保育園となるよう、様々な取組を行っています。また、「地域の中で存在感のある 笑顔の発信地 南戸塚保育園」をテーマに、業務効率化とサービスの向上、保育内容の充実化、地域子育て支援の向上、保育人材の育成、施設・設備の改修の5つの重点課題と各々の対策を明示し、順次実行するとともに、定期的な進捗確認と見直しを行っています。一方、課題に対する具体的な成果目標の設定や期間・工程等を明確化することが望まれます。	

<p>【5】 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。</p>	b
<p><コメント> 法人及び系列園ごとに単年度の事業計画を策定し、経営会議や園長会議を通じて法人組織全体で共有化を図っています。事業計画の内容は、当該年度に実施予定の保育事業とクラス編成、行事予定などのほか、地域交流事業や保育学生の受け入れ、人材育成・職員研修、職員配置等について記載しています。園の中期計画及び年度事業計画は、職員会議等で全職員に周知するとともに、専用ファイルに綴じて事務所に配置し、随時確認できるようにしています。一方、年度事業計画は中期計画と連動した内容にはなっていません。また、具体的な成果や数値目標等の明確化も望まれます。</p>	
<p>(2) 事業計画が適切に策定されている。</p>	
<p>【6】 I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。</p>	b
<p><コメント> 事業計画の内容は、各会議の検討結果や園の自己評価等に基づき、法人の園長会議の意見も加味して園長が策定しています。計画策定にあたり会議を開催し、園の強みや短所など、職員の意見を取りまとめて反映するほか、非常勤会議の結果等も積極的に取り入れています。また、法人及び系列園の事業計画を一つにまとめ、法人全体で共有しています。園の事業計画は年度当初の職員会議等で全職員に説明し、文書を回覧し周知しています。事業計画の進捗状況は法人の経営会議で確認するほか、年度後半に園長・主任が進捗確認を行い、必要に応じて見直し・修正を行っています。一方、職員ごとの認識の相違から、さらなる周知・理解浸透のための工夫が必要と捉えています。</p>	
<p>【7】 I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。</p>	b
<p><コメント> 園の入口横に資料閲覧コーナーを設け、園の中期計画や事業報告、内部監査結果、決算報告書等の情報公開文書をまとめたファイルを設置し、随時閲覧できるようにしています。事業計画の主な内容は、年度当初の保護者懇談会等を通じて、園の自己評価結果とともに園長から説明を実施するほか、園だよりや保育園向けアプリ、案内文書等で周知しています。一方、保護者への周知・理解状況の確認は行っていないほか、参加を促すための取組は今後の課題となっています。</p>	

4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

<p>(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。</p>	<p>第三者評価 結果</p>
<p>【8】 I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。</p>	a
<p><コメント> 乳児会や幼児会、給食会議、カリキュラム会議等を通じて、保育実践の振り返りと評価を実施するほか、前年度の実施事業や保護者アンケートの結果等も含めて検証・評価し、次年度の事業計画や全体的な計画、年間指導計画に反映するなど、園全体で改善を図る体制を構築しています。2023年度は保育園向けアプリの導入による保育サービスの質向上と業務効率化、保護者の保育参加や園行事の見直し等を通じた「保育の見える化」、おむつのサブスクリプションサービス導入による保護者負担の軽減など、様々な取組を推進しています。第三者評価の定期的な受審も行っていきます。</p>	
<p>【9】 I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。</p>	a
<p><コメント> 法人による施設運営管理の評価、園の自己評価、保育士等の自己評価の3つの視点で運営を評価する体制を構築し、全体的な計画に明示しています。園として保育士の自己評価結果を重視し、職員一人ひとりの意識・意欲向上を図る職場環境づくりに努めています。自己評価は法人独自の基準を用い、年1回全職員が参加して自己評価を実施するほか、リーダー保育士及び園長・主任が取りまとめた評価結果を基に検討会議を開催し、課題と対策を共有化して事業計画や全体的な計画、年間指導計画等に反映しています。改善策は即時実行し、随時実施状況の評価と見直しを行っています。毎月1回法人の業務執行理事が来訪し、運営状況の視察・助言を行っています。</p>	

II 組織の運営管理

1 管理者の責任とリーダーシップ

(1) 管理者の責任が明確にされている。	第三者評価 結果
<p>[10] II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。</p>	a
<コメント>	
<p>園長は、年度当初の職員会議や園内研修等で自らの所信を表明するとともに、保護者に対しても重要事項説明書や園だより、ホームページ等に自身の保育方針を掲載し、入園説明会や保護者懇談会等で説明しています。組織図を用いて指示系統を明確化しているほか、災害発生時の緊急対応表に園長不在時の権限移譲について明示し、会議や内部研修等を通じて職員の意識共有に努めています。主任以下の現場リーダーへの権限移譲は、予め順位を定めて周知し、職員間の認識共有を図るとともに、園の業務全般に係る責務は、全て園長が担うことを日頃から全職員に伝えています。園長の役割・責務を明確化した文書を策定し、職員に周知しています。</p>	
<p>[11] II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。</p>	a
<コメント>	
<p>園長は外部の会合や研修等に参加し、各種法令及び遵守に関する情報収集に努めるほか、法人の経営会議や園長会議等を通じて情報を共有し、園内の各会議やミーティング等で随時職員に周知しています。児童福祉法など保育従事者に必須の法令は園内研修で取り上げ、保育マニュアル等に反映して実践を促すほか、ハラスメント防止や労働法規等についても、法人事務長を講師として研修会を開催し、職員の理解・浸透を図る等の取組も行っていきます。児童憲章や子どもの権利条約等を掲載した「子どもの人権・権利擁護マニュアル」を策定し、職員間で認識の共有化を図るとともに、全国保育士会倫理綱領の読み合わせを行う等、職員の意識向上に取り組んでいます。</p>	
(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	
<p>[12] II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。</p>	a
<コメント>	
<p>園長は、前年度の事業報告の内容や園の自己評価等を踏まえて保育の内容を分析・評価し、改善に向けた継続的な取組を行っています。改善すべき課題は職員会議を通じて園全体で協議するとともに、乳児会や幼児会、給食会議、カリキュラム会議等で多面的に検討し、情報の共有化と実践に繋げています。職員からの改善提案を積極的に採用するとともに、非常勤会議を毎月開催してより多くの職員の意見を聴取し、実務に活かすなど、職員の主体性や意欲を引き出す職場環境づくりに努めています。法人系列園と合同で研修会を開催するほか、外部研修の積極的な活用や内部研修の充実化に努めるなど、園全体で保育の質向上を図る取組を推進しています。</p>	
<p>[13] II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。</p>	a
<コメント>	
<p>園の人事・労務・財務の状況は園長と法人本部で情報共有し、地域の特徴や福祉ニーズ等を踏まえた運営改善のための分析を実施しています。「地域の中で存在感のある笑顔の発信地 南戸塚保育園」を園のテーマに掲げ、園の現状分析と将来展望、課題等を中期計画に明示して全職員に周知し、職員の意識形成と業務実行性の向上に努めています。より良い保育実践のための人材確保・育成に向け、法人及び系列園を紹介したリーフレットの送付やホームページ・求人サイトの活用など、積極的な採用活動を展開しています。時間外労働の最小化や休暇取得の奨励、研修の受講奨励など、職員の負担軽減とともに、やりがいや意欲を高める職場環境づくりを推進しています。</p>	

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	第三者評価 結果
<p>[14] II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。</p>	a
<コメント>	
<p>運営規定や事業計画に各年度の職員体制を明示し、国の設置基準以上の保育士を配置しています。法人・園の人材育成計画に、職務経験年数別及び全員共通の育成方針と各々に必要な知識・技術・能力等の期待水準、受講すべき研修内容等を示し、育成に努めています。中期計画の重点目標に「保育内容の充実」と「保育人材の育成」を掲げ、職員研修の充実化や新人及びリーダー職員の育成など、目標達成のための組織の構築に向けた施策を列記し、順次実行しています。男性保育士の積極的な採用とともに、資格取得のための支援も実施して、職員の専門性と園全体の保育の質向上を図る取組を行っています。法人・園各々で積極的な採用活動を行っています。</p>	

【15】 II-2-(1)-②
総合的な人事管理が行われている。

b

<コメント>

法令遵守や接遇対応など、職員の基本姿勢を示した「勤務姿勢について」を定め、毎年職員間で読み合わせを実施して周知と実践を促しています。年度ごとに目標管理面接を行い、年3回の面談を通じて個人目標の設定と進捗状況を確認し、個々の資質向上を図るとともに、面接結果に基づき異動や研修の受講勧奨を行うなど、職員の育成や専門性向上にも努めています。意向調査の際等に処遇水準に関する意見を聴取し、法人本部と共有して改善に繋げる取組も行っていきます。一方、明確な人事基準や業績・能力等の評価に基づく人事評価の仕組みは設定していないほか、職員が将来像を描けるキャリアビジョンの構築も今後の課題となっています。

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

【16】 II-2-(2)-①
職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。

a

<コメント>

園長を労務管理の責任者として、職員の就業状況を毎月確認し管理しています。職員の健康状態に留意し、随時声掛けや面談のほか、必要時は受診も勧奨しています。法人本部にハラスメントの相談窓口を設置し、月1回来訪する法人の業務執行理事にも直接相談可能な体制を整備しています。職員の負担軽減や業務円滑化に鑑み、随時応援可能な勤務体制を確保し、個別の事情に応じて休暇取得や勤務シフトに反映する等、職員のワーク・ライフ・バランスにも配慮しています。福利厚生の実質化及び時間外労働の最小化、職員同士が交流しやすい雰囲気作りなど、職場環境の改善を推進し、保育全体の質向上や職員の定着率向上にも努力しています。現在、法人独自に感染症による休業補償制度の整備を進めています。

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

【17】 II-2-(3)-①
職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

b

<コメント>

目標管理面接を実施し、年3回園長との面談を通じて個別目標の達成状況を確認し、各々の資質向上を図る取組を行っています。個別目標は、自己啓発と担当業務の改善、園全体の改善の3つをテーマに各自で設定し、専用の書式に振り返り結果を記載して、園長と職員で相互に認識を共有しています。新任とベテラン職員がペアを組み教育・指導を行う「トレーナー制度」を実施するほか、各種マニュアルの整備や、職員の経験年数や知識・技術に応じて業務0JTを実施するなど、職員の効果的な教育・育成に配慮しています。一方、個別目標は明確な目標水準や期限の設定がなく、職員ごとの目標や達成方法の具体性にばらつきが生じています。

【18】 II-2-(3)-②
職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

b

<コメント>

中期計画に「保育人材の育成」を掲げ、より広い視野と価値観のある人材を育成し、職員が相互に成長できる職場環境づくりを明示しています。職員の基本姿勢として「勤務姿勢について」を定め、全職員に周知し実践を促しています。主任が研修を担当し、各年度の研修計画を策定して順次実行するほか、現場ニーズ等を踏まえて研修テーマを設定し、随時評価・見直しを行い次年度の研修内容に反映しています。園内研修は勤務形態の違う非常勤職員が全員が出席できるように同じ研修を3回行うなどの工夫や充実化とともに、外部研修やオンライン研修を積極的に導入したほか、月ごとの職員研修の内容を園内に掲示して、保育の質向上の取組を保護者と認識共有出来るようにしました。非常勤職員に対しても可能な限り受講できるよう配慮しています。

【19】 II-2-(3)-③
職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。

b

<コメント>

園長は職員の知識・技術や資格の取得状況等を把握し、法人本部と情報共有しています。マニュアルの整備や業務0JT、トレーナー制度など、各々のスキルアップと職員間の交流促進に留意しています。様々なテーマで園内研修を開催するほか、外部研修の開催案内を回覧等で周知し参加を募るなど、職員の研修受講を奨励しています。オンライン研修の活用をはじめ、より多くの職員が参加出来るよう複数の時間帯で園内研修を開催するなど、学習機会の確保に努めるほか、系列園と協働し実践研修をシリーズ開催する等の取組も行っていきます。現在、コロナ禍の影響等で法人主催の職種別・階層別研修は休止中となっており、今後の再開が期待されます。

(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

【20】 II-2-(4)-①
実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

a

<コメント>

「次世代の保育人材の育成」と「実習指導を通じた保育の質及び専門性の向上」を基本姿勢に掲げ、保育実習生を受け入れていきます。園長・主任が窓口となり、マニュアルに基づき対応を明確化しています。事前の面談を通じて本人の希望や目標・課題等を聴取し、実習内容に反映するほか、実習生の主体性尊重と丁寧な振り返りに配慮しています。園長・主任は外部の実習指導者向け研修に参加し、効果的な実習指導のための知識・技術の習得に努めるほか、各クラスの職員にも指導上の留意点等を説明し、認識を共有出来るようにしています。園長は、福祉系大学の講師として保育士実習の事前指導の講義に赴くとともに、今後さらなる受け入れ推進に鑑み、養成校との交流・連携促進にも努力しています。

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	第三者評価 結果
【21】 II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
<コメント> 法人・園のホームページを開設し、保育理念や法人の設立趣旨、沿革のほか、決算資料や定款、役員名簿、報酬規程等の情報を公開しています。また、園の保育方針やクラス編成、開園時間等の情報とともに、第三者評価結果の検索用URLも掲載しています。保護者から出された苦情・要望は、園だよりや説明文書を通じて公表しています。戸塚区主催の保育園幼稚園紹介イベントに参加し、園の紹介パネルの展示を行うほか、区の子育て支援事業「ひよこ会・赤ちゃん教室」の開催場所として広く情報発信を行っています。園入口の掲示板に子育て支援事業の案内文書を貼付し、来園者にパンフレットの配布も行っています。	
【22】 II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<コメント> 経理規定や事務決済規程、適正な業務執行の確保に関する規程など、法人共通の各種規程を整備して組織運営のルールを明確化しています。法人内にコンプライアンス委員会を設置し、法令遵守に関する検討を実施するほか、業務執行理事を2名配置し、毎月1回各園を訪問して園の運営状況や保育環境の視察を行い、適宜助言を行うとともに、職員からの相談等に応じる体制を整備しています。また、法人監事による内部監査を年1回実施するほか、法人顧問の会計事務所による月次監査を実施して、適正かつ健全な事業運営に努めています。	

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。	第三者評価 結果
【23】 II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
<コメント> 地域交流の基本姿勢に「地域の親子が安心して利用できるよう、積極的な情報発信とともに、南戸塚地域の子育て支援の拠点として取り組む」ことを中期計画に明示しています。地域住民や保育関係機関をはじめ、高齢・障害福祉関係事業所等との交流を通じて、ノーマライゼーションの理念を幼児期に培う保育実践に努めています。コロナ禍により、高齢・障害福祉関係事業所等との交流は休止していましたが、現在、順次実施出来るよう準備を整えています。区の子育て支援事業「ひよこ会・赤ちゃん教室」の会場としてスペース提供を行うほか、「わいわい文庫」を設置し、貸出用の絵本とともに子育て支援に関するチラシ・冊子等を配置して、随時情報提供を実施しています。また、地域の親子への絵本の貸出もできるよう、現在準備を進めています。	
【24】 II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
<コメント> ボランティア受入の基本姿勢に「園児との関わりから保育園の魅力を伝えとともに、保育内容や保育者自身の振り返りを通じて園全体の質向上に繋げる」ことを明文化しています。園長・主任を窓口として、マニュアルに基づき説明内容や対応手順を定めるほか、衛生管理や子どもとの接し方、守秘義務など、活動時の配慮事項等について必ず説明を行っています。なお、募集は行っていないが、要請等に応じて適宜受け入れを行うこととし、現在は読み聞かせのボランティアが活動しています。幼保小連携事業への参画をはじめ、近隣の中学校から職業体験を受け入れるなど、地域の学校教育にも協力しています。一方、今後は学校教育への協力に関する基本姿勢の明文化が望まれます。	
(2) 関係機関との連携が確保されている。	
【25】 II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<コメント> 地域の関係機関をリスト化し、職員会議等を通じて各々の機能、特性を職員間で情報共有しています。戸塚区の園長会や幼保小連携事業等に参加し、相互の連携推進に努めるほか、関係施設団体の会合や戸塚区保育・教育施設職員研修にも職員を派遣しています。区の子育て支援事業「ひよこ会・赤ちゃん教室」をはじめ、子育て支援拠点の企画や南戸塚地域子育て連絡会の会合などに園の設備を提供する等の協力も行っていきます。要保護児童対策地域協議会への参加はありませんが、虐待等配慮を要するケースは、福祉保健センターや児童相談所、区のこども家庭支援課と協働し迅速な対応に努めるほか、子ども・保護者のアフターケアを含む地域のネットワーク化にも取り組んでいます。	

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	
【26】 II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>戸塚区の園長会や幼保小連携事業等のほか、地域の保育園等との交流を通じて、地域の福祉ニーズの把握に努めています。また、区の社会福祉協議会や地域ケアプラザ、児童委員・民生委員、地域の子育て支援者等で構成する南戸塚エリア子育て連絡会に参加し、地域課題の共有化と改善に向けた協議を行っています。園の第三者委員に地域の民生・児童委員を選任し、定期的に意見交換も行っていきます。戸塚区民文化センターのイベントや区の子育て支援事業「ひよこ会・赤ちゃん教室」に園のスペースを提供し、育児講座や園庭開放等で来園する親子の育児相談を受けています。今後とも地域の多様な福祉ニーズを積極的に把握する取組に期待します。</p>	
【27】 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>「地域の中で存在感のある 笑顔の発信地 南戸塚保育園」をテーマに、中期計画に「地域子育て支援の向上」を掲げ、園庭開放や育児講座など、地域子育て支援事業の充実化とともに、利用しやすい一時保育、地域の親子向けの絵本貸出等、地域の福祉ニーズに基づく様々な事業を計画に明示し、順次実行しています。区の子育て支援事業「ひよこ会・赤ちゃん教室」や戸塚区民文化センターのイベントに3階ホールを提供するほか、AED（自動体外式除細動器）を地域に貸出可能とするなど、園の専門機能や設備等を地域に還元する試みも行っていきます。一方、地域の防災対策やコミュニティの活性化への協力・支援に向けたさらなる取組が必要と捉えています。</p>	

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

1 利用者本位の福祉サービス

(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		第三者評価 結果
【28】 III-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	
<p><コメント></p> <p>保育理念に「意志を持った一人の人格として子どもを尊重する」ことを掲げ、子どもの権利や個性を尊重した保育を行っています。子どもの人権・権利擁護マニュアルや人権擁護チェックリストに基づき、定期的に振り返りを行うとともに、会議や打ち合わせ等で子どもを尊重した保育のあり方を協議しています。また、性差への先入観をなくし、服装やおもちゃ・遊びなど子どもの主体性と意思・感性を大切に保育を心掛けています。異年齢保育等のほか、地域住民や高齢・障害福祉事業所との交流を通じて、思いやりの心とノーマライゼーションの理念を幼児期に育む保育実践に努めています。保護者にも国籍や文化など多様性を尊重する方針を説明しています。</p>		
【29】 III-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	b	
<p><コメント></p> <p>職員の基本姿勢を定めた「勤務姿勢について」に、子ども・保護者の個人情報やプライバシーを含む守秘義務のあり方を記載して周知しています。排泄や更衣等の際は、随時カーテンやパーテーション等で外部の視界を遮断するとともに、子ども一人ひとりの発達状況に応じて、プライベートゾーンを守ることの大切さを説明するなど、個々の意識付けを促す関わりに努めています。一方、プライバシー保護の基本的な考え方や具体的な対応を示したマニュアル等は策定していません。今後、子ども・保護者にとってより安心・快適な環境整備の推進に向け、園全体でプライバシー保護のあり方を明確化し、園と保護者間で認識を共有する取組が期待されます。</p>		
(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
【30】 III-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	
<p><コメント></p> <p>法人・園のホームページを開設し、理念・保育目標とともに、園が目指す保育として、自然や四季を感じられる環境整備や食育、子どもの可能性を大切に育む保育の実践、地域交流を通じた社会性獲得など6つの方針を明示しています。ホームページでは、日々の保育や活動の様子を写真とともに分かりやすく紹介しています。園の概要や保育内容等を詳しく紹介したパンフレットを作成し、来訪者に配付するほか、戸塚区主催の保育園紹介イベントでパネル展示も行っていきます。見学は園長が1回3組迄を対象として詳しく説明し、要望を踏まえて受け入れの回数を増やすとともに、実際の状況に応じて配布資料や説明内容を定期・随時で見直しています。</p>		

[31] Ⅲ-1-(2)-②
保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。

b

<コメント>

入園説明会で写真・イラスト等を多用したドキュメンテーション資料を用い、保育の内容を詳しく説明しています。保育の開始時は、重要事項説明書の内容に沿って園長から丁寧に説明し、必ず同意を得るほか、質問や要望等を聴取して意見交換するなど、保護者との相互理解に配慮しています。保育内容の変更時は、保育園向けアプリを活用して情報共有の円滑化を図るとともに、案内文書や園だよりで通知し、必要に応じて個別連絡も実施しています。説明に配慮が必要なケースは、個別対応を実施するほか、家庭ごとに主な連絡先となる家族を決めておくなど、確実な情報伝達に留意しています。更に、園として配慮が必要な保護者への説明について、誰が行っても同様な対応ができるよう、文書化していくことが期待されます。

[32] Ⅲ-1-(2)-③
保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。

b

<コメント>

保育所等の変更の際の手順を定め、保護者の希望や同意に基づいて、口頭による情報提供を実施しています。特定の引継ぎ文書は定めていませんが、必要に応じて書面での情報提供を行うなど、状況に応じた柔軟な対応を実施しています。転園や卒園の際は、子どもや保護者に対して遊びに来てよいことや、随時相談が可能な旨を口頭で伝えているほか、卒園児及び保護者に対しては、当時担任した保育士を担当窓口として、園長・主任も随時対応を行っています。実際に卒園児が園に来訪した事例のほか、保護者に対する相談対応や進学先の学校関係者と連携した事例もあります。一方、利用終了後の相談方法や担当者を明示した文書は作成していません。

(3) 利用者満足の上昇に努めている。

[33] Ⅲ-1-(3)-①
利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

a

<コメント>

保育士は日々の関わりを通じて、言葉や表情、遊びなどから子どもの満足度の把握に努めるほか、カリキュラム会議や日々の打合せ等で協議し保育の内容に反映しています。また、個人面談や保護者懇談会を通じて、直接保護者から意見を聴取しています。保護者懇談会はクラス担任とともに園長も出席し、保護者の意見や要望を事業運営に反映しています。年1回実施する園の自己評価や園行事の開催後に保護者アンケートを実施し、園長が結果の分析と取りまとめを行い、職員会議を通じて周知・検討するほか、改善策を協議して園全体で改善に取り組んでいます。保護者意見を基に、遊具や冷暖房等の設備改修や保育内容の見直しを行った事例もあります。

(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

[34] Ⅲ-1-(4)-①
苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

a

【判断した理由・特記事項等】

法人の苦情解決規程と園の苦情対応マニュアルに基づき、受付から解決までの流れや様式等を定め対応を統一化しています。苦情受付担当者にクラスの主任を、苦情解決責任者に園長を配置し、園独自の第三者委員を2名選任しています。苦情・要望は職員会議等で対応を協議するほか、専用ファイルで情報を管理し、法人の経営会議でも共有しています。また、第三者委員にも定期報告を行っています。園入口に苦情解決体制を掲示し、重要事項説明書にも掲載して保護者に周知するとともに、1F絵本コーナーに意見箱を設置して随時意見を受け付けています。対応の結果は、保護者懇談会や園の自己評価、保育園アプリ等で公表するほか、個別の説明も行っています。

[35] Ⅲ-1-(4)-②
保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。

b

<コメント>

園独自の苦情対応マニュアル及び「第三者委員苦情申し出制度」に基づき、対応の流れや様式等を定め統一化を図っています。苦情の受付担当者にクラスの主任を、解決責任者に園長を配置し、園独自の第三者委員を2名選任しています。苦情・要望は職員会議等で対応を協議し、専用ファイルで情報管理を行うほか、法人の経営会議でも共有し第三者委員にも定期的に報告しています。園入口に苦情解決体制を掲示し、重要事項説明書にも掲載して保護者に周知し、1F絵本コーナーに意見箱を設置しています。対応の結果は、保護者懇談会や園の自己評価、保育園アプリ等で公表し、個別の説明も行っています。一方、意見箱は簡素な構造であることから、申出者が安心して投函できる環境の整備が望まれます。

[36] Ⅲ-1-(4)-③
保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

a

<コメント>

職員の基本姿勢を定めた「勤務姿勢について」に接遇のあり方や保護者との関係性の構築、意見・要望の尊重等を明示し、全職員に周知して意識付けを図っています。苦情対応マニュアルに基づき、具体的な対応と報告手順を図式化して対応を統一化するとともに、即日対応を実施すること、対応に時間を要する場合は必ず申し出者に説明すること等をルール化し、迅速な対応に努めています。当番職員が毎日意見箱の確認を行うとともに、保護者から寄せられた意見・要望は、日々の打合せや職員会議、非常勤会議等で共有し、逐次改善に繋げています。苦情対応マニュアルは年度末に見直し・改訂を行い、年度当初の職員会議等で読み合わせを行っています。

(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
[37] Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。		a
<コメント>		
園長を責任者としてリスクマネジメントに関する体制が出来ています。園には事故対応、事故防止、防災・防犯、水遊び、園外保育、アレルギー対応などの各マニュアルがあります。今年度に入り安全計画も作成しました。マニュアル・手順書は事務室のよく見え、手に取れる場所に並べられており、いつでも確認できるようになっています。保育室には「事故発生」「熱性けいれん」についての対応が掲示されています。手順書やマニュアルは年度末から年度初めに見直しをしています。ケガや嘔みつきなどの事例はミーティングで報告し、記録し、報告書は誰が誰に伝えたか、保護者の様子も記載されています。ケガまでに至らない保育中でのヒヤリハットの作成をし、分析、再発防止に努めています。園内は毎日安全点検を行い、週に一度は時間をかけて安全点検を行っています。職員は救急対応訓練を月に一度行っています。		
[38] Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。		a
<コメント>		
感染症対策は、園長が責任者となり、主任を担当にして管理体制を整備しています。感染症予防・対応マニュアルがあり、嘔吐処理の手順、おもちゃの衛生管理、室内の消毒などを園内研修で取り上げ、周知徹底しています。各保育室には処理方法を記載した文書と共にすぐ処理できるよう衛生セットを常備しています。感染症予防・対応マニュアルは、横浜市の情報が入る都度、見直しを行っています。感染症の発生状況の更新は毎日時間を決めて行い、玄関に掲示しています。また園だよりや「ももの会 保健だより」でも情報提供をしています。		
[39] Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。		b
<コメント>		
災害対応マニュアルを整備し、職員の災害時の対応体制が定められています。保育室内の棚などは転倒防止対策を講じ、安全に配慮されています。防災計画に基づき、毎月、地震・火災・風水害などの避難訓練を行い、引き渡し訓練の時には保護者が実際に災害伝言ダイヤルを使って行っています。園長を管理者として、食料は消費期限などを一覧表にして管理し、備品の備蓄もしています。消防署とは消火訓練や毎年AEDの研修を行うなど連携していますが、現在、地域との防災訓練を行うまでには至っていません。今後は連携して取り組む事が期待されます。また、事業継続計画（BCP）を策定することが期待されます。		

2 福祉サービスの質の確保

(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		第三者評価 結果
[40] Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。		b
<コメント>		
オムツ交換、呼吸確認、水遊びなどの手順書やシフトで担当する仕事、デイリープログラムの担任の動きなどに標準的な方法が示されています。年度初めにクラス内で確認しています。また、新入職員には先輩職員がOJTとしてつき、標準的な方法について学ぶ機会があります。標準的な方法に基づいて実施されているかについては、主任、園長が巡回することで確認し、また月に1回の法人園長会で検討しています。子どもを尊重した保育は観察時に確認できましたが、子どもの尊重、プライバシーの保護、権利擁護に関する姿勢が手順書に明記されることが望まれます。個々の子どもの発達や主体性を重んじているので、画一的な保育ではありません。		
[41] Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。		a
<コメント>		
標準的な実施方法についての見直しは、年度末に行っています。系列園の園長会・主任会での情報交換を参考にしたり、外部研修に参加して最新情報を取り入れるなど、会議やミーティングで話しあって、職員の意見も聞きながら、検証、見直しを行う仕組みがあります。保護者の意見や要望は日々のやり取りや面談、アンケートなどから収集して見直しに反映させています。変更があった場合は全体にも周知しています。子どもたちの興味、発達、個々の状況に応じて環境を整備したり、デイリープログラムを考えていく中で指導計画の内容を必要に応じて反映させています。		

(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	
【42】 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	a
<コメント> 指導計画は各クラス担任が作成し、園長を責任者として、園長、主任が助言、指導を行っています。全体的な計画に基づき、年間指導計画、月間指導計画や個別支援計画を作成しています。個別支援計画は発達状況や家庭状況など一人ひとりにアセスメントして適切に作成されています。保育日誌は振り返りを兼ねたものになっています。配慮の必要な子どもについては横浜市西部・南部地域療育センターの職員や戸塚福祉保健センターの保健師と支援内容について確認・共有を行い、実践に繋げています。個別のケースについて必要に応じて園内会議で共有し、職員が一貫した対応ができるようにしています。	
【43】 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a
<コメント> 指導計画の評価、見直しは、全体的な計画については年度末、年間指導計画については四半期ごと、月間指導については毎月、カリキュラム会議や乳児会、幼児会の中で行っています。カリキュラム会議では前月の子どもたちが取り組んでいる姿を各クラスが写真で示し、当月の指導計画の内容が園全体に伝わるように工夫しています。写真を用いるようになってより深く指導計画について意見交換ができるようになりました。それ以外でも指導計画の見直しが必要と思われる時には随時話し合い、見直し、全職員に周知する仕組みがあります。計画作成・実践・見直しにあたっては、保護者の意向を確認しながら、クラス担任だけでなく、栄養士などの意見も取り入れながら行っています。月間指導計画は前月の子どもの姿、課題を踏まえ、翌月の指導計画としています。	
(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	
【44】 Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
<コメント> 子どもの発達状況は、健康台帳、児童票、及び、0,1,2歳児クラス、障害児は個別の指導計画、3,4,5歳児クラスは保育日誌や2期に分けた経過記録など、それぞれ統一された様式に作成されています。記録の書き方について差異が生じないように、園長、主任は適宜指導をしています。各クラスは引継ぎノートを使って早番遅番の職員と情報を共有しています。毎日昼にミーティングを行い、子どもに関する情報を全体で共有し、また、様々な記録は回覧し、確認した職員はチェックをして周知の徹底を図っています。保育園向けアプリを使って全体のクラスの様子、子どもの様子も職員が共有できるようになっています。園内で必要な情報はパソコン上で管理されており、確認できる仕組みがあります。	
【45】 Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
<コメント> 法人は個人情報の管理に関して保管、廃棄、情報の開示などに関する規定を定めています。個人情報の記載のある書類は全て鍵のかかる場所に保管されています。記録管理の責任者は園長です。職員は入職時に個人情報取扱いに関する研修を受け、毎年、園内研修を行って、個人情報の取り扱いの意識を高めています。保護者に対しては入園説明会で個人情報の取り扱いについて説明し、また、保護者が個人情報をSNSなどに公開しないよう依頼し、同意書を得ています。配布物はダブルチェックして渡し間違いがないようにしています。	

内容評価基準（20項目）

A-1 保育内容

<p>A-1-(1) 全体的な計画の作成</p>	<p>第三者評価 結果</p>
<p>A-1-(1)-① 【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 全体的な計画は児童憲章、保育所保育指針に基づき、園の「保育理念」「保育方針」「保育目標」に従って各年齢の発達を踏まえて法人が作成しています。園長、主任を中心に1年間の保育を振り返り、会議などでの職員の意見をもとに内容を検討して園独自のものを年度末に作成しています。全体的な計画は保育姿勢、年齢ごとの養護、教育（健康・人間関係・環境・言葉・表現・食育）など具体的な内容を記載し、子育て支援、安全管理、災害への備えなどが記載されています。更に今後は保護者の理解を深めるために説明や配布、いつでも見ることができるところでの掲示などの方法を考えていくことが期待されます。</p>	
<p>A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開</p>	<p>第三者評価 結果</p>
<p>A-1-(2)-① 【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 保育室はエアコンや扇風機、空気清浄機を設置して、室温、湿度を保持し、また換気をして、適切な状態に保たれています。どの部屋も陽当たり、風通しが良好です。1、2階にテラス、1、3階にホールがあり、雨の日でも身体を使って遊ぶことができます。戸外には乳児が主に使う砂場のある園庭や、築山や遊具が設置され、畑や果実のなる木もある広いグラウンドがあります。布団は洗える素材を使い、定期的に業者による高温消毒をおこない、保育教材やおもちゃはガイドラインに沿って消毒して衛生的に管理されています。子ども達が主体的に遊べるようにおもちゃの棚や家具の配置、空間に配慮し、季節や子ども達の発達に合わせ、絵本やおもちゃ、教材を随時変更し、環境を整えています。食事と遊びのコーナーを分け、午睡の環境を整えるよう工夫しています。手洗い場やトイレは使いやすく、清潔に保たれています。子どもが落ち着ける好きな場所を確保できるように、絵本コーナーや事務室などのスペース、玄関ホールなども活用しています。園内は清潔に保たれ、心地よく過ごせるようにしています。</p>	
<p>A-1-(2)-② 【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 日々の保育の中で発達状況や家庭環境を考慮した上で一人ひとりを尊重する保育を行っています。個々の子どもの状況は会議やミーティングで伝え、園全体で共有しています。園長は子どもの人権を守り、意思を尊重するように指導し、毎年園内研修で取り上げ、園全体で子どもを尊重することに常に取り組んでいます。いろいろな場面で、子どもの意見、気持ちを聴いています。保育士は表現する力が十分でない子どもには表情やしぐさ、視線から気持ちを汲み取り、気持ちを代弁するように努めています。乳児には選択肢を提案して気持ちを表しやすいようにしています。幼児においては自分の気持ちや考えを出しやすい雰囲気を作るように心掛けています。自己主張や自我の育ちについては、様々な欲求を十分に受け止め、何が嫌なのかを聞いて気持ちを整理できるような声掛けをしています。その上で気持ちを切り替えられるまで、待ったり、別の保育士が関わったりしています。保育士は子どもの年齢にあったわかりやすい言葉づかいで話し、大きな声やせかず言葉は使わず、近づいて伝えたり、肯定的な言葉を使い、穏やかに子どもたちを待つよう努めています。園長は保育士の気になる言葉掛けが見られた時には会議で取り上げるなどして、職員全体で考えるようにしています。</p>	
<p>A-1-(2)-③ 【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 一人ひとりの子どもの発達に合わせて基本的な生活習慣が身につけられるように配慮しています。室内は子どもたちが行いやすい無理のない動線が考えられています。園は子どもの自主性を尊重し、自分のタイミングでできるように接しており、自分で行おうとする気持ちを大切に尊重し、その時が来るまで見守っています。無理をさせず、出来ない時には個々の子に応じた援助を行っています。そして出来た時にはその場で褒めて認めて、自分でできた喜びを感じられるようにしています。子どもたちの成長をクラス内で話し合い、トイレトレーニングなどは家庭とも情報の共有をして、随時計画の見直しを行っています。特に乳児において月齢、体調、長時間にわたる保育の状態に合わせ、活動や休息のバランスに配慮し、また活動のメリハリが出るように日案にも工夫しています。歯磨きや手洗い、うがいの大切さは発達年齢に合わせてわかりやすく何度も繰り返して説明しています。</p>	

<p>【A5】 A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	b
<p><コメント> 指導計画や行事の取組は子ども主体になるよう子どもの姿や興味、関心に着目し、子どもの思いを反映するようにしています。乳児期から自分たちで好きなおもちゃを選んで自由に遊べるようにコーナー遊びを充実させ、保育環境を整えています。幼児になると様々な教材、素材を使って制作したり、自分たちで遊びを発展させ、ルールを決めて遊んでいます。子どもたちの意見を取り入れ、廃材制作にガムテープを取り入れたり、お化粧品コーナーを作ったりしています。戸外でもホールでも子どもたちはしっかり身体を動かして遊んでいます。グラウンドで実った柿や畑の野菜を食べたり、虫を捕まえたり、四季の変化を園生活の中で感じています。保育士が仲立ちをして、友だちとの関係を築き、思いを言葉で伝えていけるように配慮しています。年度終わりのクラス懇談会の場で劇や楽器演奏などを保護者に披露する機会があります。横浜市資源循環局との取組として「イーオ」の日として毎月資源を大切に活動しています。散歩などで積極的に地域に出ています。コロナ禍により、近隣の福祉施設や高齢者施設との交流はできていませんが、再開の準備を始めています。</p>	
<p>【A6】 A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 部屋を食事と遊び・睡眠のスペースに分けて使っています。一人ひとりの健康状態や家庭で過ごす時間も含めた1日を見通した保育を行っており、おやつや食事の時間、午前睡や夕寝もそれぞれの子どものペースに合わせて、安心して過ごせるようにしています。保育士は子どもの欲求や要求に応答的な関わり、子どもが安心感や心地よさを感じられるよう丁寧で優しい声で話しかけ、愛着関係を築けるよう努めています。布製のおもちゃ、手作りおもちゃ、音の出るおもちゃ、絵本などが用意されていて、自分で棚から出して遊ぶことができます。発達に合わせて作られた階段と滑り台があり、活動や興味に合わせて好きな遊びを選べる環境になっています。保育士は子どもたちが家庭で過ごすように自由に好きなように過ごすのを見守っています。園庭も目の前にあり、砂遊びをしたり、草花をのぞいたり、自由に探索行動ができるようになっています。園が希望があれば冷凍母乳を預かっています。家庭とは保育園向けアプリや送迎時に様子を伝えあい、連携を密にしています。</p>	
<p>【A7】 A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 一人ひとりの遊びを大切に、自我の育ちを受け止めることを大事にし、安心して過ごせるようにしています。子どもたちが自分たちで好きな遊びを選べるように部屋の環境は整えられ、保育士は子どもの発見や感じたことを受け止め、遊びが広がるような言葉掛けをしています。自分のやりたい気持ちを大事にし、思う存分取り組めるよう心掛けています。ままごとやブロック、布製のバッグやシフォン布、粘土、手作りのおもちゃなど様々な物が自分で出し入れできるように用意されています。基本的な生活習慣においては子どもが自分でやりたいと思えるような動線を考え、環境を整えて見守っています。保育士は一人遊びを大事にしながら、友だちとの関係が育まれるよう援助したり、遊べるよう見守ったりしています。友だちとの関わりは双方の意見をしっかりと聞き、気持ちを代弁しています。園庭では幼児クラスと交流したり、事務職員や調理員も日頃から子どもたちに声をかけるなど、様々な関わりがあります。保護者とは保育園向けアプリや送迎時に様子を伝えあい、連携しており、家庭で困っていることがあれば解決できるよう援助しています。</p>	
<p>【A8】 A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	b
<p><コメント> 3,4,5歳児は隣合わせの部屋で、クラスの間の間仕切りを1/3ほど開けており、いつでもお互いの様子がわかり、自由に行き来して遊べるようにしています。子どもたちはグラウンドや3階ホールも使ってダイナミックに遊んでいます。食事は1階のホールでしています。3歳児では1日の見通しが持てるように、また、興味のある遊びや活動を自分から楽しめるよう保育士は声掛けをしています。4歳児では自分の力を発揮し、友だちとも楽しみながら活動や遊びに参加できるように、保育士は見守っています。5歳児では生活習慣が身に付き、見通しを持って生活しています。子どもたち同士で話し合ったり、決めたり、解決できるように保育士は様子を見て援助しています。いろいろな場面で年下の子どもたちにリーダーシップを発揮しています。毎日の保育の様子は保育園向けアプリで配信したり、「梅ジュース作り」や「泥団子作り」などのトピックスは廊下の壁面にドキュメンテーションにして貼り出して保護者にも伝えています。七夕まつりでは5歳児がお店屋さんを企画、保護者や地域の子どもたちにも開放しました。更に今後は小学校に積極的に子どもたちの取組を伝える機会を設けていく工夫が期待されます。</p>	
<p>【A9】 A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 園はエレベーターがあり、玄関や保育室、トイレなどバリアフリーになっています。横浜市南部・西部地域療育センターと連携を図り、巡回訪問を受けたり、子どもが療育センターで過ごしている様子を保育士が見学したりして、具体的な助言をもらい、個別の指導計画を作成しています。クラスの一人として活動できるようクラスの指導計画と関連づけています。配慮の必要な子どもの特性を理解し、クールダウンできるような空間作りや言葉のかけ方の工夫をしています。保護者とは保育園向けアプリや面談などで連絡を密に取っています。保育士は障害児保育について横浜市の研修を受け、その内容は職員に伝達しています。日常の子どもの様子、クラスの様子などはミーティングや会議などで他の職員にも伝えて情報共有し、園全体で同じような関わりができるようにしています。保護者には入園説明会で、いろいろな個性は幼児期に必要なことを伝え、重要事項説明書にも明記しています。</p>	

<p>【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	b
--	---

<コメント>

子どもたちの体調を考慮して柔軟に保育内容の変更をし、家庭で過ごす時間も含めた1日を通した保育を心掛けています。乳児は特に1日の流れを意識して一人ひとりの生活リズムに配慮して、朝のおやつや昼食の時間に配慮したり、夕寝時間を確保したりしています。朝夕は異年齢で過ごす時間帯があるので、保育士は乳児は特にゆったり関わることを心掛けています。幼児は自分の好きな遊びを選び、グラウンドに出て、思いっきり身体を使って遊んだり、じっくり室内遊びをしたりしています。園児全体で過ごす時間帯は乳児と幼児のふれあい遊びができるような時間を設け、おもちゃの種類や大きさは乳児の安全に配慮しています。毎日のミーティングで情報共有をし、保育園向けアプリの申し送り内容や引継ぎノートで伝達事項を把握し、保護者に伝え漏れがないようにしています。年間指導計画には項目がありますが、全体的な計画の中にも「長時間にわたる保育」の項目をあげて考えていくことが望まれます。保護者の要望により、補食や夕食の提供をしています。

<p>【A11】 A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わり方に配慮している。</p>	a
---	---

<コメント>

5歳児の年間指導計画、アプローチプログラム、月間指導計画に就学に向けての取組を反映させています。子どもたちが小学校以降の生活に見通しを持つことができるように、普段の生活や遊びの中で数字や文字、時計を取り入れる、秋以降午睡を減らしていく、2月頃には個人でハンカチ、ティッシュを持参する、上履きを履く、靴を立て履き替える、など就学に向けた取組をしています。幼保小連携交流事業ではコロナ禍で小学校訪問は中止され、手紙やビデオでの学校紹介になっていましたが、今年度は交流が再開される予定です。また地域の5歳児との公園での交流や系列園との5歳児交流を行う予定があり、小学校見学に行くことと合わせて就学に期待が持てるようにしています。5歳児担任が小学校の公開授業を見学する機会があります。懇談会で保護者には小学校以降の生活に見通しを持てるように説明し、不安を取り除く機会にしています。保育所児童保育要録は横浜市での研修を受けて、5歳児担任が作成し、園長が確認しています。

A-1-(3) 健康管理	第三者評価結果
--------------	---------

<p>【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	a
---	---

<コメント>

「健康管理マニュアル」があり、職員がいつでも確認できる場所に保管しています。子どもたちは家庭で検温し、保育園向けアプリに入力して登園しています。登園時に保育士は子どもの様子を観察し、保護者と口頭でも健康状態の確認をしています。保健計画を作成し、保育に取り入れています。ケガや体調不良の場合は保護者に症状などを丁寧に伝え、その後の受診状況や経過について、確認しています。子どもたちの健康状態については毎日のミーティングで周知共有しています。予防接種の接種状況などはその都度家庭から知らせてもらい、更に年度末には事務所で、健康台帳を保護者に示し、漏れがないか確認しています。園日よりクラスだより、法人看護師の作成する「ももの会 保健だより」で保護者に健康に関する取組を伝えています。SIDSについては園内研修を行っています。顔色がわかるような明るさにカーテンを調整し、仰向け寝を徹底し、0,1歳児は5分おきにタイマーを掛け、視診、触診し記録しています。保護者にはSIDSに関して入園説明会で説明し、ポスターの掲示だけでなく、横浜市などから情報が入った場合はすぐに掲示して注意喚起しています。

<p>【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	a
--	---

<コメント>

嘱託医により、年に2回、健康診断と歯科健診を行っています。健診結果は保育園向けアプリの所定の形式でそれぞれ保護者に伝えています。結果は健康台帳にも記載し、保育士は健康状態を把握周知しています。5歳児は歯科健診の際、歯科衛生士による赤染め体験をして歯磨き指導を受けています。他の学年には年齢に応じてわかりやすく、虫歯の話や歯磨きの大切さ、歯磨きの仕方を絵本や紙芝居で説明しています。健診結果により、子どもたちに特に伝える必要がある場合は保育の中で取り上げたり、保護者に医師からの助言を伝えることがあります。コロナ禍により、歯磨きが行えなかった時も最後にお茶を飲む事を徹底したので、虫歯の数は少ない状況です。普段から嘱託医とは連携がとれており、情報提供を受けたり、相談できる関係にあります。

<p>【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	b
---	---

<コメント>

アレルギー疾患のある子どもには「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」により、子どもの状況に応じた適切な対応をし、除去食を提供しています。入園時や除去食の変更の確認は保護者、担任、栄養士、園長と面談して行っています。毎月のメニューは書面で保護者と確認しています。アレルギー対応の給食は、名前をついた色の違うトレイに用意され、調理室内で指さし確認、受け渡しの時に担任と確認、クラスの担任間で再度確認して、専用のテーブルに配膳しています。アレルギー疾患のある子どもには台布巾、雑巾、バケツも専用の物があります。アレルギーについて、子どもたちにも年齢に応じてわかりやすく説明しています。職員は横浜市で行う食物アレルギーの研修に参加し、エビペンの使用法などは他の職員に伝えています。給食は外部委託となっていて、栄養士は所属する会社で研修を受けています。入園説明会などでアレルギー疾患や既往症について保護者に知らせています。今後は子どもたちの既往症やアレルギー疾患などについて一覧表にしてどの職員も目で確認できるようにすることが望まれます。

A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a

<コメント>

園は子ども自身の生活リズムや活動に合った「食べたい気持ち」を尊重して、食事時間に幅を持たせ、自分で食事を始めることができるようにしています。幼児クラスは1階ホールを食事室として使用しています。配膳テーブルに準備された主食・副菜・汁物等を、盛りつけられた量を見比べて自分で選んでトレーに載せ、席につきます。「自分で食べられる量を選んでね。それでも多いと思ったら言ってね」と保育士は声を掛けています。乳児はその日の体調や生活を見て食事量や時間に配慮しています。保育士は食事に関して無理強いすることではなく、特に乳児が自分で食べたい意欲がある時は手づかみでも本人に任せて見守っています。発達にあった「食育計画」があり、幼児クラスは夏野菜を栽培し、調理してもらって食べたり、園庭の梅から梅ジュースを作ったりしています。乳児クラスは野菜を触ったり、皮を剥いたりして食材に興味を持てるようにしています。委託業者の作成する「きゅうしょくだより」は保護者、園児向けに食材の豆知識やレシピ、クイズやアドバイスを載せるなどして理解が深まるようにしています。

【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
--	---

<コメント>

給食は外部委託ですが、担当の栄養士は園に寄り添うよう努め、連携して業務や食育を行っています。季節や伝統の味を感じる旬の国産食材を利用し、食べやすい大きさや固さにしたり、彩よく盛りつけたり、切り方や味付けを工夫するなどして、子どもたちが喜ぶような気配りをしています。時間が許せば栄養士は保育室に向いて喫食状況を確認するようにしています。栄養士は毎日のミーティングで各クラスから出された喫食状況を伝えてもらったり、給食会議などでも確認して、献立や調理の工夫に活かしています。離乳食では特に担任と連携を密に取り、家庭の様子も聞いて、子どもに合わせて丁寧に対応しています。毎月、郷土料理を取り入れ、誕生会では子どもの好きなメニューにしたり、お弁当給食として弁当箱に盛りつける日もあります。栄養士は食育で子どもたちに食べる姿勢や食具の持ち方、栄養素の話をするなどしています。毎日の給食は玄関ホールに展示しています。衛生管理マニュアルがあり、適切に衛生管理がされています。

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	b

<コメント>

登降園の際や保育園向けアプリを用いて保護者と情報交換をしています。乳児クラスは1日の生活の流れが園と家庭の連続性がわかるように睡眠や食事、排泄などとともに園や家庭での様子について記入しています。幼児クラスは体温や体調のほか、保護者からのメッセージや園から保護者に伝えたいことを記入できる書式になっています。園だよりを毎月1日に保育園向けアプリで配信し、保育のねらいを知らせたり、職員が受けた研修や日常の子どものエピソードを記載し、園の様子が理解されるよう努めています。日常の保育の様子はドキュメンテーションを園内に掲示したり、保育園向けアプリで知らせ、理解されるように努めています。年に2回の懇談会、1回の個人面談の場でも保育について説明しています。誕生会に誕生児の保護者は参加しています。家庭の状況など情報交換した内容は必要に応じて記録し、園内で共有しています。以前は保育士体験として保護者が保育参加をする機会を設けていましたが、現在は行事などの参加になっています。園の日常の生活の理解のために保育参加の機会を設けられることを期待します。

A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a

<コメント>

保育園向けアプリでの連絡だけでなく、日頃から登降園の際には玄関に園長や主任がいて、保護者に声を掛けたり、クラスでは担任が話したりして、日々コミュニケーションを取って、信頼関係を築けるように努めています。相談がある場合は迅速に対応できるようにし、保護者の勤務形態を考慮した時間を選び、プライバシーに配慮した場所で行なわれています。また、急な延長保育や土曜保育など柔軟に対応して、保護者の支援を行っています。面談の結果は記録され、個別ファイルに保管されています。職員間で同じ支援ができるよう、相談内容は共有しています。保育士は保護者からの相談にすぐに返答せず、主任や園長、栄養士などに相談、助言を受けてから返答する体制があり、面談は園長が同席する場合もあります。相談によっては戸塚福祉保健センターや横浜市西・南地域療育センターなど他機関と連携しながら支援しています。

【A19】 A-2-(2)-②
家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。

b

<コメント>

「虐待対応マニュアル」「虐待発見時初期対応マニュアル」があり、虐待発見のチェックポイントが明記されているものがあります。保育士は朝の受け入れ時の表情や日々着替え時に全身の確認をおこない、保護者や家庭の様子、子どもの姿に変化がないか、細やかに観察し、虐待の兆候がないか気を配っています。保護者の様子によっては温かく声を掛け、子育ての大変さを認めて努力を労い、じっくり話を聞くことで保護者のストレスが軽減され、虐待予防できるよう努めています。登園せず、欠席の連絡もない場合は必ず園から確認の連絡を全園児に行っています。虐待が疑われる場合はすみやかに園内で共有し、職員全体で見守る体制があり、必要に応じて様子を記録しています。日頃から横浜市戸塚区こども家庭支援課と連携しています。職員は虐待防止について園内研修で学んだり、外部研修に出た職員から伝達を受けたりしています。今後も職員それぞれが意識的に取り組み、虐待の芽を摘むことができるように期待します。

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）

第三者評価
結果

【A20】 A-3-(1)-①
保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。

a

<コメント>

月間指導計画は活動だけでなく、個々の子どもの成長や意欲、その取り組む姿勢を記載し、振り返りを文章化できる書式になっています。ミーティングや毎日のクラス内の話し合いで、子どもの成長のためにどうしていくのが良いか考え、保育計画の確認、見直しを行っています。毎日、毎週の振り返りから、その月の課題を反映し、翌月の月間指導計画につながるような取組をしています。毎月のカリキュラム会議では各クラスの取組を園全体で共有し、全員が他クラスの指導計画に関心をもち意見交換をするなど、お互いの学び合いの向上につなげています。園長が気になった保育現場については、ミーティングや会議の場で保育の改善や質の向上に向けて話し合う時間を設けるようにしています。園長は面談により人材育成し、保育の質の向上に努め、会議で出た課題や反省、目標の振り返り、保護者アンケートから園全体の自己評価につなげています。保育所自己評価では課題を明確にし、園全体で取り組んでいます。

福祉サービス第三者評価 評価機関

特定非営利活動法人 よこはま地域福祉研究センター

〒231-0013 横浜市中区住吉町二丁目 17 番地 金井ビル 201 号室

TEL : 045-228-9117 FAX : 045-228-9118

URL : www.yresearch-center.jp/ Email : top@yresearch-center.jp



Yokohama Community development Research center

特定非営利活動法人
よこはま
地域福祉
研究センター

かながわ福祉サービス第三者評価認証機関 第 26 号
東京都福祉サービス第三者評価認証評価機関 機構15-232
社会的養護関係施設第三者評価機関 202205-001-01
